

2012 年度早稲田大学雄弁会

9 月合宿レジュメ

「消費税増税による財政再建」

政治経済学部 1 年 小林圭

0. 社会認識・理想社会像・問題意識

現代は成熟社会である。人々は生活の向上を求め、様々な制度をつくってきた。社会保障は社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生といった項目に別れておりそれぞれの目的に合わせた政策や制度が作られてきた。日本においては生活保護制度や国民皆年金制度などが整備されてきた。国家の「小さな国家」から「福祉国家」への転換は政府支出を増大させた。公共事業を行うことで景気の調整を行ったり、社会保障給付により失業者や低所得者への保障を行ったりした。これらの政策を行うためには政府による財政出動が必要となる。政府は必要な歳出を行うために税を徴収し政策の費用に充ててきた。しかし、歳入が歳出を下回るような場合には、公債を発行し足りない部分に充てた。

日本では昭和 40 年不況の影響により 1965 年度に初めて特例公債が発行された。その翌年度からは建設国債の発行が始まった。建設国債は現在に至るまで毎年発行され続けている。特例公債は 1965 年度の発行から 10 年間は新規に発行されることはなかった。しかし、1975 年度予算において再び特例公債が発行された。これから後、バブル景気の影響により 1991 年度から 1993 年度以外の年度では特例公債は発行され続けている。債務残高の総額は約 1,000 兆円であり、対 GDP 比では約 220%にも達する。特に近年の一般会計においては公債による歳入が租税による歳入を上回る年もある。また、租税による歳入と国債の返済に必要な額を除いた歳出を比較したプライマリーバランスはバブル期を除き赤字が続いている。こうして増加してきた債務残高は日本国内の金融資産を越すような勢いである。海外で国債が賄われるようになると今までと比べて金利の変動がより流動的になる可能性がある。

私の理想とする社会は「どの時代であったとしても幸せを追求できる社会」である。そのためには国家による様々な財・サービスの提供が必要になる。それはエネルギーの供給・教育・交通網の整備・国防・社会保障・食料の安定供給など多岐にわたる。これらのことを提供し続けるためには財政基盤の維持が必要になってくる。何か政策を行うためには資金が必要になるのである。

この理想社会ではどの時代であったとしても財・サービスを受けることに制限が課されることはない。慢性的な赤字を続けていくと国家は破綻に向かっていく。返済の見通しも立たないまま積み重なっていく赤字が問題なのである。

償還の見通しの立たない国債の増加は市場での信用低下をもたらす。国債の信用が低下すれば国債金利の上昇をもたらす。国債金利の上昇は利払いの増加をもたらす。その利払いが

行えなくなると財政破綻を招く。日本においては公債残高の増加により国債の償還・利払い費は増加している。国債の金利は 0.8~0.9%程度を推移している。しかし、市場からの信用を失えば金利は上昇する。財政破綻となると急激なインフレが起きたり、公共サービスが受けられなくなったりする。一定の水準で赤字が保たれているのならば急な情勢の変化に動じることなく国債の財政基盤を維持できる。従って私は「財政赤字が増え続ける状況」に問題意識を持つ。

本レジュメでは財政赤字が生じている現状を分析し、その解決に向けた政策を示すことである。以下で本レジュメの目次を示す。

目次

0.社会認識・理想社会像・問題意識

- 1.財政赤字の現状分析
- 2.財政赤字の原因分析
- 3.増税の必要性和課税対象としての消費税の優位性
- 4.消費税
- 5.必要な消費税増税幅
- 6.消費税増税後の低所得者への負担軽減策
- 7.政府の増税策と比較したときの優位性
- 8.消費税増税法案がなかなか国会で可決されない
- 9.消費税増税法が成立しやすくなるための方法

1.財政赤字の現状分析

財政赤字は歳出に対して歳入が足りない時に生じる。日本の一般会計では 1965 年度から公債を発行し不足した歳入を補っている。一般会計で発行されている国債は特例国債と建設国債の 2 種類である。特例国債とは赤字国債のことであり不足した税収を補うために発行される。一方、建設国債は公共事業のために必要な資金を得るために発行される。国債の発行済み残高は 2012 年度末において特例公債が約 450 兆円、建設国債が約 247 兆円になることが推計されている。これとは別に政府短期証券が約 156 兆円、財政投融资特別会計国債が約 113 兆円、政府借入金が約 59 兆円となることが推計されている。

2.財政赤字の原因分析

1965 年に起きた昭和 40 年不況によって景気は一時落ち込む。この不況は前年に開催された東京オリンピック終了後の需要減少によって企業が在庫を抱えてしまうことによって起きた。これにより政府は予算で計上した額の歳入を得ることができなかった。そのため予算不足が生じ、2 次補正において特例国債が発行された。国債発行の目的は景気回復のため

であり発行額は2,627億円であった。「特例法による発行だと歯止めが利きにくい」と大蔵省主計局は建設国債発行を唱えた。しかし国会の審議を経て成立した本予算を執行しているさなかに、新たに国債を発行するのだからあえて特例法をつくるべきだ¹との理由により特例公債が発行された。しかし特例法によって発行された国債であっても得た資金を全額公共事業に充てたので実質は建設国債としての役割を果たした。

前年度の特例公債発行に引き続いて1966年からは予算編成段階において建設国債の発行が行われた。これ以降建設国債が発行されていない年度はない。建設国債は原則として民間の貯蓄超過を補うものとして発行された。

特例公債の発行は1965年度以降の1975年度まで行われなかった。しかし、1975年度以降はバブル景気の3年間を除いて特例公債は発行され続けている。1974年は前年に起こった第一次オイルショックの影響で戦後初のマイナス成長となった。そのため1975年度は前年度のマイナス成長の影響により税収が減少した。そのための歳入不足から特例公債の発行が余儀なくされたのである。当時の大平首相はこの特例公債の発行に罪の意識を感じながら、沈痛な面持ちで決断した²。そのことを示しているのが建設国債の償還期限が60年であるのに対して特例公債の償還期限が10年に設定されたということである。特例公債はあくまでも特例であり赤字国債に依存しないようとする決意の表れであった。1975年度から1980年度までは公債依存度は30%を超えていたが1981年度からは財政再建が行われ一般会計予算歳出の伸び率が抑制された。しかしながら抑制した歳出の伸び率は補正予算で支出することになり国債残高は増加の一途をたどる。

1981年度末には第2次オイルショックのデフレ効果から脱し、翌年度の輸出減少と米国高金利で回復が抑制された³ものの、景気は回復し公債依存度は25%前後まで低下した。1985年からの5年間『経済白書』には以下のような記述が見られる。

我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るためには、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要となっている⁴。

政府が公債発行の増大に危機感を持っていることが分かる。1975年度からの10年間は国債残高が名目GDP比で約10%から約40%へと増加している。1975年度からの10年間は一般会計予算歳出の伸び率を抑えたとしても補正予算で支出することになってしまったが1985年度からのバブル期にかけては補正予算で特例公債を発行することはなかった。一般会計予算歳出の伸び率の抑制は成功し、この時期の国債依存度は約20%程度まで低下し

¹ 日本経済新聞「日曜に考える 赤字国債発行（1965年）深き淵へ」2012年5月20日朝刊

² 日本経済新聞「日曜に考える 赤字国債発行（1965年）深き淵へ」2012年5月20日朝刊

³ 経済企画庁『経済白書昭和59年』p.61

⁴ 経済企画庁『経済白書昭和60年』p.87

た。そしてバブル景気の時期には税収の増加もあり公債依存度を10%程度まで下げ、1991年度から1993年度には特例公債を発行していない⁵。そのためバブル期には対名目GDP比での債務残高は約40%前後を推移し、ほとんど変化していない。

バブル崩壊後景気の悪化に伴い政府は景気対策を多く行った。1992年8月の約10.7兆円規模の総合経済対策、1993年4月の約13兆円規模の総合的な経済対策、同年9月の約6兆円規模の緊急経済対策、1994年2月の約15兆円規模の総合経済対策などが挙げられる。しかし、これらの政策によっても景気は回復しなかった。その理由として考えられることは公共部門の投資額は拡大しても民間部門では投資額が減り続けたことである。また、設備投資が増加しなかったことも原因として考えられる。

さらに景気対策の一環として直接税の減税が行われた。1994年秋には所得税の恒久減税、1998年には2回の特別減税、1999年には所得税・法人税の恒久減税が行われた。しかし税収が減る一方で景気対策の増加や社会保障費の増加によってこの時期の公債依存度は再び30%弱まで上昇した。

そして1997年に消費税が3%から5%に引き上げられるときには減税を先行させ所得税・住民税の恒久減税が約3兆5,000億円規模で行われた。そのため消費税率の引き上げを行ったとしても全体の増収にはつながらなかった。さらに1998年以降、建設国債はまた公共事業費の90%以上の規模でされるようになった。そのため国債依存度は30%を超え40%に達する年度も出るようになった。

2000年代に入り、小泉内閣によって行財政改革が行われ、公共事業費は年々減っていった。しかし高齢化の進行に伴い社会保障関係費は増加した。政府は対策としてその他の歳出の削減や薬価の改定による社会保障関係費の伸びの抑制を行い歳出増加に歯止めをかけた。また、プライマリーバランスの黒字化を目標に掲げ財政健全化を達成しようとした。しかし国債発行額は減らされたと言ってもこの間にも国債は発行され続けた。そして2008年のリーマンショック以降さらなる歳入の悪化により国債発行額は約44兆円で推移している。特に2010年度からは3年連続で租税による歳入を公債発行による歳入が上回るという事態になっている。

3.増税の必要性和課税対象としての消費税の優位性

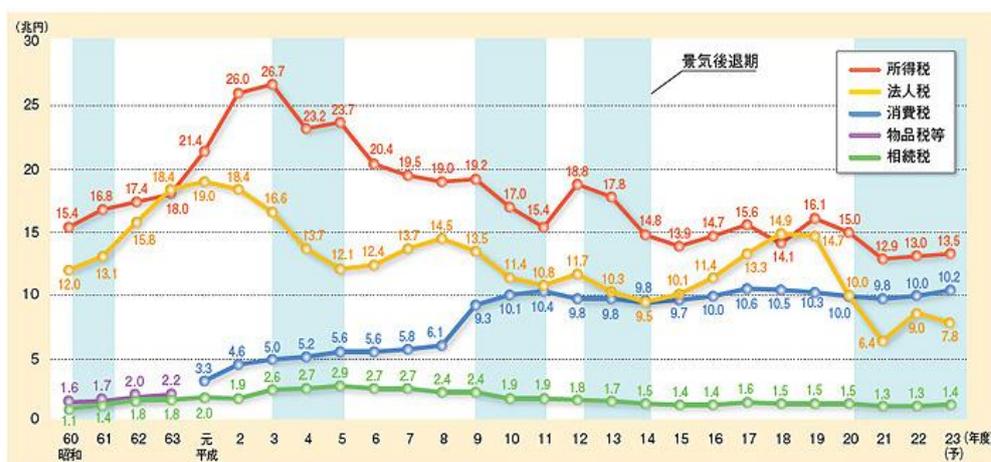
安定した財政基盤を残すためには負債の増加を防ぐことが必要になる。歳出と歳入の差は、2012年度には約23兆円のプライマリーバランス⁶の赤字がある。この金額は歳出のうち国債費を除く基礎的財政収支対象経費の約三分の一にあたる額である。プライマリーバランス黒字化のための必要額にとどくためには安定的に確保することので

⁵ 1990度も一般会計予算では特例公債は発行しなかったが2次補正において湾岸平和基金拠出

⁶ 租税による歳入と国債の返済を除いた歳出の収支バランスをいう。つまりその年の租税による歳入でその年の国債返済以外の歳出を賄えば国債の増加を防ぐことができる。

きる消費税を増税することが必要になる。他の所得税、法人税など直接税は景気による変動が大きく安定財源とならない。一方、間接税の一種であるたばこ税は税収が約 1 兆円である。そのため増税をしたとしても課税額が少なく、税収増が見込めない。

図 1 一般会計税収の推移（財務省ホームページより）



消費税による歳入はリーマンショックにより歳入が約10%落ち込んだ時においても約2%の減少しか影響を受けていないので安定的に収入を得る手段につながる。消費税増税による経済への影響が懸念されている。しかし、神戸大学の宇南山卓氏の研究によれば1997年の消費増税による消費減は、増税前の駆け込み需要と増税後の反動減を除外すると、1世帯・1か月当たり562円であり、これに世帯数をかけて年次ベースの国内総額に換算しても0.3兆円（GDPの0.06%）に過ぎない⁷、としている。そのため消費税の増税が景気に与える影響はほとんどない。

4.消費税

4-1.消費税の制度

現在の消費税の課税は 2003 年の改正により免税点 1,000 万円、簡易課税 限 5,000 万円、申告納付は年 12 回である。

⁷ 日本経済新聞「試練の財政金融政策（中）」2011年10月18日朝刊

課税業者は仕入れ時に課税業者に支払った消費税額を控除される。消費税が課されるようになった当初は「帳簿方式」によって控除されていた。この方式では課税された消費税を控除する方法が仕入額にすべて課税が行われたものとして帳簿上の計算で仕入に 5% をかけた額が控除されることになる。しかし、1994 年の改正では「請求書保存方式」に変わった。このことにより税額控除をうけるために請求書の保存が義務付けられた。

中小事業者の納税事務を軽減させるために簡易課税制度と免税制度がある。簡易課税制度ではみなし仕入れ率が第 1 種で 90%、第 2 種で 80%、第 3 種で 70%、第 4 種で 60%、第 5 種で 50% に設定されている⁸。

免税業者は消費税を納めることを免除されている。しかし、課税業者から仕入れを行った場合に支払った消費税の控除は受けられない。そのため免税業者は仕入れにかかった消費税額を価格に転嫁することもある。また、消費者は業者が免税業者か課税業者かの違いを分からずに財・サービスを消費したときには消費税を支払っている。そのため消費税を納めないにもかかわらず消費税を課税するという「益税」が発生している。

図 2 消費税の制度変更点（発表者作成）

	創設時 (1989 年)	1991 年改正	1997 年改正	2003 年改正
税率	3%		4% (地方消費税 1%)	
仕入税額控除	帳簿方式		請求書保存方式	
免税点制度	3,000 万円			1,000 万円
簡易課税制度	5 億円	4 億円	2 億円	5,000 万円
申告納付回数 (年)	2 回	4 回		12 回

4-2-1. 益税の原因

益税の発生には様々な原因がある。まず、簡易課税制度である。簡易課税制度は業種別にみなし仕入れ率を設けてそれにより税額を控除する制度である。1989 年の消費税導入当初の簡易課税制度適用上限は 5 億円であった。また、簡易課税の際のみなし仕入れ率は 90% と 80% であった。これが 1991 年改正時には簡易課税の上限は 4 億円まで下げられた。さらにみなし仕入れ率は 70% と 60% の区分が新たに誕生した。1994 年改正では簡易課税の上限は 2 億円まで下げられ、みなし仕入れ率も 50% の区分が追加された。そして 2003 年改正においては簡易課税の上限は 5,000 万円まで下げられた。2010 年時点では納税事業者か

⁸第 1 種は卸売業、第 2 種は小売業、第 3 種は製造業、第 4 種はその他、第 5 種はサービス業である。第 4 種には飲食業がある。

ら税務署への消費税の申告総数である約 323 万 4,000 件のうちの約 43.3%である 140 万 1,000 件が簡易課税制度に基づく申告である。

また、免税業者の存在も益税発生の原因である。1989 年には 3000 万円以下の売上の事業者は消費税が免税であった。2003 年の改正において売上額が 1000 万円まで引き下げられた。これにより課税事業者が 6 割増加した。しかし課税事業者となったとしてもそれらの業者は簡易課税制度の適用対象の企業になるのである。

さらに 95%ルール の存在も益税の原因として挙げられる。これは課税売上げが 95%以上の場合、非課税売上げのための仕入れも含め、全額仕入れ税額控除できるというルールである。これは企業の規模にかかわらず全ての企業に適用される。そのため規模の問題から大企業の益税が大きいという主張につながっている。

そして限界控除制度の存在も益税の原因である。この制度は、事業者が、一定の規模を超えると突然消費税負担が発生するという事態を緩和するために設けられたものである。つまり売上にかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を差し引いた金額から仕入れにかかる消費税額を差し引いた金額から、限界控除税額に相当する額を控除した額を納付するという制度である。1989 年には売り上げが 6,000 万円未満の事業者に認められていたが、1991 年には 5,000 万円まで下げられ、1994 年改正時に制度自体が廃止になった。この制度は消費税導入の経過措置として特例で認められたものであった。

なお、益税の金額については 2005 年度の産業連関表で計算したときに約 1.1 兆円程度を見込んでいる。

4-2-2. 益税問題の解決策

益税問題を解決するためにはインボイス制度の導入が必要になる。インボイスとは荷送り状という意味で、商品を納入した際にその商品の仕入れにいくら消費税がかかったのかを記した表を付けるのである。このインボイスによって仕入れ税額控除が認められるのである。

日本においては消費税の導入の際に、取引慣行や納税義務者の事務負担に配慮するといった点が重視された。そのため税額控除の方式としてインボイスの導入は見送られた。そして帳簿上の記録等に基づいて控除できる「帳簿方式」が採用された。しかし、帳簿だけでは正確な捕捉に問題があるとの観点から、1994 年の税制改正の時に消費税制度の信頼性を高めるために帳簿をつけるだけでなく、さらに請求書の書類の保存を要件とする、「請求書保存方式」に改められた。日本でインボイス制度が導入されていない理由にはヨーロッパと違い単一の消費税額が導入されていることが挙げられる。また、インボイス制度を導入すると免税事業者は課税事業者となることを選択しない限りインボイスが発給できない。そのため、事業者間取引から排除される可能性がある。さらに、免税事業者からの仕入れについて税額控除を認めない場合には、消費税の累積が生じる。したがって価格の上昇を招くこともインボイス制度を導入しない理由として挙げられていた。

日本でインボイス制度を導入するためには納税事務の適正化の観点から、事業者番号を

割り振り、その番号を名寄せすればすべての売上げの補足が可能となる。しかし、すべての企業の名寄せを行うには膨大なコストと手間がかかる。そのため、名寄せをして所得の捕捉に活用している例は先進諸国においても見当たらない。だが、インボイスの保存を義務付ければ、事業者間に適切な納税申告を促す牽制効果がある。

5.必要な消費税増税幅

プライマリーバランスを黒字化するためには約 23 兆円のさらなる歳入が必要になる。消費税は 1%引き上げると約 2.5 兆円の歳入が増加する。またインボイス制度導入により 1%あたり約 0.22 兆円の増収になる。

そのため消費税を 10%引き上げて 15%にすることで約 27.2 兆円の増収につながる。これによって赤字額である 23 兆円や年金の国庫負担の増加分である 2.6 兆円を埋め合わせてプライマリーバランスを黒字化することができる。

6.消費税増税後の低所得者への負担軽減策

6-1.なぜ負担軽減策が必要になるのか

所得が上昇しても消費は同じ割合で上昇していかない。たとえ所得が 0 だとしても食料品や住居といった人が生活していくうえでの最低限必要なものについては出費をしなければならない。そのため消費税のようなすべての人に同じ税率がかかる税には逆進性がある。

6-2.軽減税率

ヨーロッパ諸国では付加価値税の逆進性対策として軽減税率が採用されている。この制度では特に食料品などの生活必需品を標準税率より低い税を課税する、または非課税とすることで租税負担の軽減を目的とする措置である。しかし、各国で軽減税率対象品目を定めるときにはさまざまな問題が起こる。それは食料品において顕著である。食料品といってもぜいたく品から基礎的な食料品まで幅広く、消費者の嗜好が多様化している中で、その範囲を合理的・具体的に定めることは困難である。EU 諸国で採用されている課税基準を示すと以下のようなになる。

- (1) 温度による基準
- (2) 食べるタイミングによる基準
- (3) 購入量による基準
- (4) 加工度合いによる基準

(1) の温度による基準では温かい食料品が標準税率で、冷たい食料品が軽減税率である。2012 年 7 月に英国において周囲の気温との比較によって課税を行うという制度変更を行いたいという提案がなされた時にその曖昧さから議論が巻き起こった。

(2) の食べるタイミングによる基準では外食は標準税率で、持ち帰りだと軽減税率となる。この場合は持ち帰りようと言って購入し店で食べる人がいるという問題がある。そのた

め適切な税を負担して外食している人との不公平が生じる。

(3) の購入量による基準では一定の数より少なく購入した場合には標準税率で、多く購入した場合には軽減税率である。これは少ない場合にはその場で食べ、多い場合には持ち帰るであろうという判断に基づいている。そのため(2)の基準の欠点を補っている。しかし、購入時に同じ商品を買う人がいっしょに商品を購入し、基準の数を超せば軽減税率で購入することができる。

(4) の加工度合いによる基準では加工食品は標準税率で、性状が変化しない程度の加工を行ったものは軽減税率を適用する。例えば鮮魚を販売した場合には軽減税率が適用されるが、魚のフライを販売した場合には標準税率が適用されるのである。

これらの課税基準をめぐる業界が陳情を繰り返し制度が変更になっている。また、課税基準について裁判が起こされ10年以上かかる法廷闘争に発展したケースもある。イギリスではケーキが軽減税率の対象でクッキーが標準税率の対象である。そのため菓子がケーキかクッキーかをめぐって行政訴訟が起こされた。

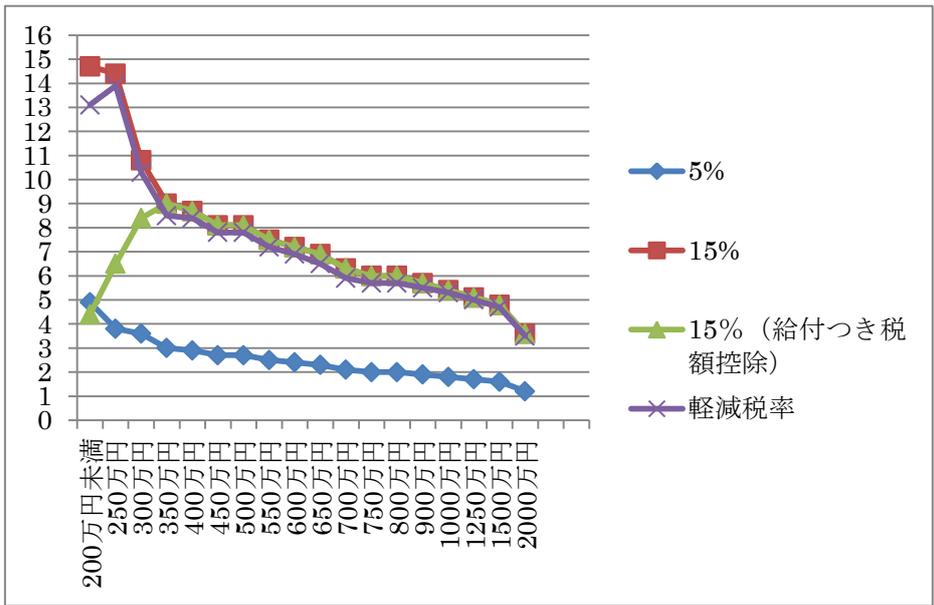
さらに国によって軽減税率を適用する食料品の基準が違うものになっている。フランスでは国内産業の保護を名目にフォアグラ・トリュフに軽減税率が適用されている。

このように付加価値税の軽減税率適用の基準は政府の方針によっていかようにも変化するものである。そのため低所得者の負担軽減策として軽減税率は相応しくない。

6-3. 給付つき税額控除

低所得者向けの租税負担軽減策として給付つき税額控除がある。この制度は租税負担が増した分だけ所得税を控除したり、控除で足りない分は給付をしたりする制度である。この制度によって商品に対して恣意的な軽減税率の適用が行われることなく低所得者の租税負担を軽減することができる。そして、この制度を導入するためには国民の所得・貯蓄の捕捉率の向上が必要となる。そのためマイナンバー制度の導入が必要である。この制度は国民一人一人に番号を振り個人の財産を捕捉するというものである。これにより銀行口座の開設時にマイナンバーの申告を義務化することで口座の名寄せを行い金融資産の捕捉を行うことができるようになる。給付つき税額控除は以下の図で示すように消費税の負担割合が増える年間収入が300万円以下の世帯に一人当たり6.3万円の給付を行う。したがって約1.6兆円の歳出が必要になる。

図3 年間収入に占める租税負担割合（発表者作成）



7. 政府の増税策と比較したときの優位性

政府は消費税を5%増税することで2015年度にプライマリーバランスの赤字の半減を行うとしている。しかし、この政策では赤字の解消までは行うことができず公債残高は増え続けてしまう。一方、今回示した政策はプライマリーバランスの赤字を解消し、公債残高が増加しないという効果を持っている。そのため政府の政策と比べて、より財政の健全化に資する政策である。

8. 消費税増税法案がなかなか国会で可決されない

一般消費税の導入は1978年の大平内閣の時に検討が始まった。しかし、反対の声は多く1979年の第35回衆議院議員総選挙で自民党の獲得議席は過半数にとどかなかった。次に検討がなされたのは1985年の中曽根内閣においてである。しかし、「国民が反対し、党员も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えはない」との中曽根公約が足かせとなり、特に保守的利益団体からの強い反対⁹もあったため審議されていた売上税法案は廃案となった。結局、消費税の導入が決定したのは1988年の竹下内閣のときであった。そして翌年の1989年から消費税が導入された。その後1994年に細川内閣のときに消費税を国民福祉税として、税率を3%から7%にする構想が示された。しかし、社会党の政権からの離脱を招き、この構想が実現することはなかった。橋本内閣における消費税の3%から5%への引き上げが争点となった1996年の第41回衆議院議員総選挙においては与党がかるうじて256議席を獲得し、過半数を維持して翌年の4月に消費税は引き上げられた。しかし増税後の第18回通常選挙においては自民党の改選対象議席は61議席であったが選挙で獲得した議席は46議席であった。さらに2012年の野田内閣による消費税を5%から10%に引

⁹ 自民党王国と言われていた岩手県での衆議院議員補欠選挙において社会党の候補が自民党の候補の得票数の約3倍を獲得し、当選した。

き上げる法案は野党の自民党・公明党との合意を図った。しかし衆議院での採決時には民主党・自民党を合わせて反対・棄権者を 73 名出した。その後、民主党を離党した 37 人の衆議院議員のうち 33 人は当選回数が 3 回以下の議員である。また、参議院で採決された際にも民主党内から 6 人の反対票を投じた議員がいた。この 6 人の参議院議員全員が当選回数 1 回の議員である。

また、2012 年に消費税の増税法案が国会で審議されているときには野党が衆議院の解散を迫るために内閣不信任案や問責決議の提出をほのめかした。最終的に、消費税増税法案は成立したが、成立が危ぶまれるような状況があった。

9.消費税増税法が成立しやすくなるための方法

消費税の導入・増税は導入・増税が決まった内閣が成立してから 1 年前後で決まっている。そのため国会での首班指名をし、新しい内閣が成立してから 1 年間は衆議院で内閣不信任・不信任案の採決を行えないようにする。本会議で採決が行われる前には与野党の国会議員が集まった理事会で法案の採決日程などを決める。そのため理事会において採決を行わないと決めれば採決は行われない。これは衆議院の規則を変えれば行える政策である。

参考文献

- 伊東弘文『現代財政の変革』ミネルヴァ書房、2005 年
経済企画庁『経済白書昭和 59 年』
経済企画庁『経済白書昭和 60 年』
熊谷亮丸『消費税が日本を救う』日本経済新聞社、2012 年
西沢和彦『税と社会保障の抜本的改革』日本経済新聞社、2011 年
日本経済新聞「試練の財政金融政策（中）」2011 年 10 月 18 日朝刊
日本経済新聞「日曜に考える 赤字国債発行（1965 年）深き淵へ」
2012 年 5 月 20 日朝刊
森信茂樹『日本の税制』岩波書店、2010 年
森信茂樹『マイナンバー』金融財政事情研究会、2012 年
吉田和男『21 世紀日本のための税制改正』大蔵財務協会、2001 年

参考 URL

- 「財務省ホームページ 税制について考えてみよう」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.htm
(閲覧日 2012 年 9 月 3 日)